

令和8年第3回（4月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和8年4月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和8年4月14日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第48号、議案第49号
- 第 4 常任委員会付託案件
 - （総務文教常任委員会分）
議案第48号
 - （市民厚生常任委員会分）
議案第49号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第48号、議案第49号
- 日程第4 常任委員会付託案件
 - （総務文教常任委員会分）
議案第48号
 - （市民厚生常任委員会分）
議案第49号
- 追加日程 議長の辞職
- 追加日程 議会選第1号
- 追加日程 副議長の辞職
- 追加日程 議会選第2号
- 追加日程第1 議席の一部変更
- 追加日程第2 諸般の報告
- 追加日程第3 議会選第3号
- 追加日程第4 議案第50号
- 追加日程第5 議案第51号
- 追加日程第6 議案第52号

出席議員（21名）

1 番 村 川 拓 人 君 2 番 川 原 茂 君

3 番	坂 下	真 斗	君	4 番	栗 山	嘉 男	君
5 番	佐 々 木	ひ と み	君	6 番	平 田	和 太 龍	君
7 番	山 本	健 二	君	8 番	林	純 一	君
9 番	佐 藤	定	君	1 0 番	中 川	健 二	君
1 1 番	室 岡	啓 史	君	1 2 番	山 田	伸 之	君
1 3 番	荒 井	眞 理	君	1 4 番	駒 形	信 雄	君
1 5 番	山 本	卓	君	1 6 番	金 田	淳 一	君
1 7 番	中 川	直 美	君	1 8 番	佐 藤	孝	君
1 9 番	近 藤	和 義	君	2 0 番	広 瀬	大 海	君
2 1 番	坂 下	善 英	君				

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長	渡 辺	竜 五	君	副 市 長	鬼 澤	佳 弘	君
教 育 長	香 遠	正 浩	君	総 務 部 長	岩 崎	洋 昭	君
企 画 部 長	北 見	太 志	君	財 務 部 長	平 山	栄 祐	君
市 民 生 活 長	市 橋	法 子	君	教 育 次 長	笠 井	貴 弘	君
監 査 委 員 長	甲 斐	三 代	君				

事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田	一 人	君	事務局次長	服 部	真 樹	君
議 事 調 査 係	池	秀 和	君	議事調査係	山 岸	秀 之	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金田淳一君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回（4月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議のデータは、今臨時会のフォルダーにアップしたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金田淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、17番、中川直美君及び19番、近藤和義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（金田淳一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定をいたしました。

なお、本日の予定は、お手元に配付した会期日程表のとおりであります。

会期日程表は、佐渡市議会のホームページ、佐渡テレビなどによりお知らせしてあります。

日程第3 議案第48号、議案第49号

○議長（金田淳一君） 日程第3、議案第48号、議案第49号についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案の上程をさせていただきます。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和8年度の税制改正に伴い、令和8年3月31日付で専決処分した佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容は、国内自動車市場の活性化や自動車ユーザーの取得時における負担軽減を目的とした軽自動車税環境性能割の廃止など、地方税法の改正に伴う所要の改正を行ったものでございます。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和8年度の税制改正に伴い、令和8年3月31日付で専決処分した佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議会の承認を求めるものでございます。主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額に関わる限度額の引上げ、子ども・子育て支援金課税額に関わる限度額を新設し、5割及び2割軽減の判定所得基準を拡大したものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） これより質疑に入ります。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 専決処分ですが、税務課が財務部に行ったので、ちょっとお伺いしておきますが、環境性能割がなくなって、さっき提案理由にあったように、買う人にとってはいいという面もあるのだけれども、軽自動車の部分というのは市の財源になっているわけですね。その辺の減収部分というのはどの程度で見込んでいますか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

令和7年度で1,600万円ほど計上していたので、その分がなくなるということになります。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） つまりこの税制改正によって1,600万円、市町村の軽自動車に関する環境性能割の部分が1,600万円も減るということになるのだけれども、この補填は、国のほうで恒久財源にするとか、一律に云々ということが国土交通省の中でも出ているのだけれども、この1,600万円、例えば3月定例会で3,000万円、皆さん方の管理職手当減らして、市民に充てるというのだけれども、そういった部分にも食い込んでいくのだけれども、この1,600万円の部分はどういうふうに財務部として考えていますか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

1,600万円につきましては、国のほうで補填するということになっており、当初予算のほうで地方特例交付金のほうで1,300万円ほど計上しております。1,300万円というのは、国の予算がありますので、一応控え目の部分として1,300万円ほど計上しておるところです。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） そうすると、1,600万円だけれども、甘く見積もって1,300万円と見ている。どちらにしても全額財源補填はされないという考え方なのか。国の言い方だと、減らした分はちゃんと手当てしますよというのが国の言い方なのだけれども、そう言うおいて大体来ないのが国のやり方なのだけれども、その辺どうなのか。これ、ちなみに軽自動車というと何台分ぐらいになるのですか。

○議長（金田淳一君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

1,300万円はあくまでこちらで計上した予算ですので、実際の確定数値は今年度中に分かるものというふうに考えています。台数ですが、今ちょっと手元にございません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○17番（中川直美君） これも同じ税制改正で、国民健康保険税の最高限度額を変えるということです。基礎課税分が1万円上がって、全体として109万円が110万円になるという、かなり国保加入者にとっては負担が重いものだというふうに思うのですが、令和7年度でいうと、最高限度額に張りついている方というのはどのぐらいいるのか。あなた方の言い分だと、上限を上げることによって中間層が負担減するというのだけれども、おまけに今回子ども支援金が入りますよね、子ども・子育て支援金の分が入る。これ上限3万円ということなのだけれども、そうすると結果としては国民健康保険税そのものが上がるという計算になると思うのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

まず、医療分につきましては、令和7年度分で44世帯が課税限度額に達する世帯というふうになっております。令和8年度につきましては、それが42世帯という形になるであろうと見込んでおります。また、子ども・子育ての関係ですと、47世帯ぐらいが限度額のところで範囲として入ってくるだろうというふうに考えております。税額自体は、やはり今回御承認いただきました税率で見ていくと、保険料自体は増額になるというふうには考えておりますけれども、今回税制改正によって2割軽減等々の軽減判定の所得の見直しもされたことから、低所得者に対する緩和策はされているというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 低所得者に僅かというのだけれども、1万円増えて、3万円増えるわけだよな。今までなかった3つの課税に対して子ども・子育て支援金の部分が3万円入ってくるということで、一般にちまたでは独身税なんていうことも言われているのだけれども、軽減といっても大した軽減にならないのではないかな。結果として全体として上がるから、令和7年度と比べると負担は増えるというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

今回お認めいただきました税率につきまして鑑みれば、当然令和7年度よりも令和8年度分については国保の税は上がるというふうに考えております。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） あと、国保の本算定の考え方ですが、昨年の確定申告が決まり次第、結果的に、昨年と同じように、6月定例会の中で例えばそれぞれの賦課割合を決めていくという理解でよろしいですか。

○議長（金田淳一君） 市橋市民生活部長。

○市民生活部長（市橋法子君） 御説明いたします。

3月定例会でお諮りしました税率に基づいて、令和7年分の所得が確定した段階で、その税率に賦課をしていくということになりますので、6月定例会で配分というところについては、例年のような議会承認を得るところはございません。

○議長（金田淳一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号、議案第49号については、お手元に配付した委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（金田淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第48号

（市民厚生常任委員会分）

議案第49号

○議長（金田淳一君） 日程第4、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）は、全会一致で原案どおり可決すべきものとして決定をしました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会は、審査の結果、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の制定について）は、賛成多数で可決すべきものとして決定いたしました。

なお、委員会として特段の意見、指摘事項はありませんでした。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午後 1時33分 休憩

午後 1時39分 再開

〔副議長、議長と交代し議長席に着く〕

○副議長（室岡啓史君） 再開します。

追加日程 議長の辞職

○副議長（室岡啓史君） 休憩中、議長、金田淳一君から、議長の辞職願が提出されました。よって、議長が決まるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（室岡啓史君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、本件について、議長、金田淳一君は除斥対象となりますが、既に退場されております。

金田議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（太田一人君） 議長の辞職願を朗読いたします。

令和8年4月14日、佐渡市議会副議長様、佐渡市議会議長、金田淳一。

辞職願。今般一身上の都合により議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○副議長（室岡啓史君） お諮りいたします。

金田淳一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（室岡啓史君） 異議なしと認めます。

よって、金田淳一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

金田淳一君の入場を許可いたします。

〔21番 金田淳一君入場〕

追加日程 議会選第1号

○副議長（室岡啓史君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。佐渡市議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（室岡啓史君） 異議なしと認めます。

よって、佐渡市議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（室岡啓史君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（室岡啓史君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（室岡啓史君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（室岡啓史君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席1番から順次投票を願います。

念のため申し上げます。議員の中には同姓の議員がおられることから、被選挙人の記載に当たっては氏のみではなく、名前も記載願います。

それでは、投票願います。

〔投票〕

○副議長（室岡啓史君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（室岡啓史君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（室岡啓史君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、村川拓人君及び18番、佐藤孝君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（室岡啓史君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票、無効投票6票。

有効投票中、坂下善英君 14票

中川直美君 1票

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により4票であります。

以上のとおり、坂下善英君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました坂下善英君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

坂下善英君の発言を求めます。

坂下善英君、登壇願います。

〔議長 坂下善英君登壇〕

○議長（坂下善英君） 坂下でございます。今日はこのように皆様方から御推挙をいただきまして、佐渡市議会議長という重責を担うことになりました。本当にありがとうございました。同時に、その責任、非常に重いものだというふうに受け止めております。

さて、佐渡を取り巻く情勢というのは非常に厳しい状況が続いております。人口問題、少子化、高齢化の問題、特に医療の問題や子育て支援、そして航路を含めた船の問題、このような問題がたくさん山積をしております。また、この多くの課題を、複雑な状況であると思いますが、かつてないほど頑張って取り組んでいかなければいけないだろうというふうに感じております。また、世界遺産登録もされてはおりますが、これからますます、まだまだ交流人口の拡大に役立てをしていくということが大事かというふうに思っております。

こうした中にあっても、市議会に課せられた課題というのは非常に重責であるというふうに思っております。二代表制制ということもございませうけれども、市民の皆さんから多数のお声を頂戴しながら、議会運営を進めていきたいというふうに考えております。いろいろ提言もさせていただきたいと思っておりますし、市との連携、行政、いわゆる執行部との部分も非常にありますけれども、二代表制制ということでありますので、そこは十分に配慮しながら取り組んでいきたいというふうに思います。もとより私一人では何事もできません。ですから、議員各位の皆様方からの御協力をいただきまして、速やかな議会運営をしていきたいというふうに考えておりますので、どうか議員各位の皆様におかれましては御協力、御支援をいただけますようお願いを申し上げたいと思います。それぞれの立場はありまじょうが、何とか御支

援をいただいて、議会の改革を進めていきたいというふうに思いますので、また併せてよろしくお願いします。

結びになりますけれども、佐渡市のさらなる発展に向けて鋭意努力をし、頑張っていきたいというふうに思っておりますので、皆様方から本当に御支援をいただけますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（室岡啓史君） この後の議事については、坂下善英議長が行います。

暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時56分 再開

〔議長、副議長と交代し議長席に着く〕

○議長（坂下善英君） 再開します。

追加日程 副議長の辞職

○議長（坂下善英君） 御報告いたします。

休憩中、副議長、室岡啓史君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

なお、本件について、副議長、室岡啓史君は除斥対象となりますが、既に退場をしております。

室岡副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（太田一人君） 副議長の辞職願を朗読いたします。

令和8年4月14日、佐渡市議会議長様、佐渡市議会副議長、室岡啓史。

辞職願。今般一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。

以上であります。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

室岡啓史君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、室岡啓史君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

室岡啓史君の入場を許可いたします。

〔20番 室岡啓史君入場〕

追加日程 議会選第2号

○議長（坂下善英君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。佐渡市議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちにやりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、佐渡市議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちにを行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議席1番から順次投票をお願いします。

念のため申し上げます。議員の中には同姓の議員がおられることから、被選挙人の記載に当たっては氏のみではなく、名前も記載願います。

それでは、投票願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、川原茂君、4番、栗山嘉男君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（坂下善英君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票19票、無効投票2票。

有効投票中、広瀬大海君 19票

なお、この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項第3号の規定により5票であります。

以上のとおり、広瀬大海君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました広瀬大海君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

広瀬大海君の発言を求めます。

広瀬大海君、登壇願います。

〔副議長 広瀬大海君登壇〕

○副議長（広瀬大海君） 副議長に選出されました広瀬大海です。坂下議長をお支えしながら、これからの佐渡市議会のあるべき姿というものを模索する、そういった2年間にしていきたいというふうに考えております。皆様、御協力よろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂下善英君） それでは、ここで暫時休憩とします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（坂下善英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

ただいまお手元に配付したとおり、本日の日程に追加日程第1から第6までを追加し、順次議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまお手元に配付したとおり、本日の日程に追加日程第1から第6までを追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議席の一部変更

○議長（坂下善英君） 追加日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付した議席表のとおり議席の一部を変更いたします。

変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（太田一人君） それでは、変更する議席番号、氏名を朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

11番	室岡啓史	15番	山本卓
16番	金田淳一	20番	広瀬大海

21番 坂下 善英

以上であります。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定をいたしました。

追加日程第2 諸般の報告

○議長（坂下善英君） 追加日程第2、議会人事に係る諸般の報告をいたします。

常任委員、議会運営委員の任期満了及び議会広報特別委員会委員の辞任に伴う後任の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元に配付した資料のとおり指名をいたします。

これに伴い、各委員会において正副委員長が互選されておりますので、これらの結果を事務局長に朗読させます。

○事務局長（太田一人君） それでは、各委員会の委員について朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

総務文教常任委員会

村 川 拓 人	佐 藤 定	室 岡 啓 史
駒 形 信 雄	坂 下 善 英	中 川 直 美
佐 藤 孝		

市民厚生常任委員会

川 原 茂	栗 山 嘉 男	平 田 和太龍
中 川 健 二	広 瀬 大 海	山 田 伸 之
山 本 卓		

産業建設常任委員会

坂 下 真 斗	佐々木 ひとみ	山 本 健 二
林 純 一	荒 井 眞 理	金 田 淳 一
近 藤 和 義		

議会運営委員会

坂 下 真 斗	山 本 健 二	佐 藤 定
山 田 伸 之	荒 井 眞 理	山 本 卓
金 田 淳 一	中 川 直 美	

議会広報特別委員会

村 川 拓 人	川 原 茂	佐 藤 定
中 川 健 二	広 瀬 大 海	山 田 伸 之
金 田 淳 一	中 川 直 美	

続いて、各委員会の正副委員長の互選結果について朗読いたします。

総務文教常任委員会委員長	駒 形 信 雄
副委員長	村 川 拓 人
市民厚生常任委員会委員長	平 田 和太龍
副委員長	山 田 伸 之
産業建設常任委員会委員長	林 純 一
副委員長	坂 下 真 斗
議会運営委員会委員長	山 本 卓
副委員長	山 田 伸 之
議会広報特別委員会委員長	中 川 直 美
副委員長	佐 藤 定

以上であります。

○議長（坂下善英君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

追加日程第3 議会選第3号

○議長（坂下善英君） 追加日程第3、議会選第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行うこととし、その方法は議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に平田和太龍君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました平田和太龍君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました平田和太龍君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された平田和太龍君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

追加日程第4 議案第50号

○議長（坂下善英君） 追加日程第4、議案第50号 佐渡市教育委員会教育長の任命について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。

議案第50号 佐渡市教育委員会教育長の任命について。本案は、佐渡市教育委員会教育長、香遠正浩氏の任期が令和8年5月7日をもって満了となるため、再任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第50号 佐渡市教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂下善英君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（坂下善英君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席1番から順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（坂下善英君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、坂下真斗君及び5番、佐々木ひとみ君を指名いたします。

両君の立会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

○議長（坂下善英君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席者数に符合しております。

そのうち、賛成 15票

反対 5票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第50号に同意することは可決されました。

ただいま同意いたしました香遠正浩君から発言を求められておりますので、発言を許します。

〔教育長 香遠正浩君登壇〕

○教育長（香遠正浩君） 今ほどは、教育長の再任について御同意いただき、ありがとうございます。このたびの組織改編で子ども若者課が教育委員会に移管され、学校教育、社会教育に加え、子供に関する施策も教育委員会が進めていくことになりました。責任の範囲が広がることを認識し、これまでの3年間の経験を踏まえ、教育と子供、子育て施策の一体的充実に向けて取り組んでまいり所存であります。

令和8年度教育行政方針で申し述べたとおり、佐渡市教育振興基本計画に基づき、一人一人の自己実現を目指した教育を推進するとともに、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例の基本理念に基づく佐渡市こども計画を確実に実施し、こどもまんなか社会を目指します。子供が生まれてから大人に成長するまで一人一人に寄り添い、一貫した支援体制と情報発信に取り組み、佐渡で生まれてよかったと思える教育行政に努めます。学校教育、社会教育、子供、子育て、いずれの施策についてもウェルビーイングの向上を目指すとともに、保護者、教職員、地域、市民の皆様から信頼され、御理解と御協力をいただけるよう誠心誠意努めてまいります。教育委員会事務局も両津から本庁舎へ移転しましたので、これまで以上に市長部局と連携し、スピード感を持って総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

結びに、教育長再任への御同意を教育委員会へのエールと受け止め、議員の皆様からこれまでと変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、2期目へ向けての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

追加日程第5 議案第51号

○議長（坂下善英君） 追加日程第5、議案第51号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第51号 佐渡市教育委員会委員の任命について。本案は、佐渡市教育委員会委員の岩崎奈美氏の任期が令和8年5月7日をもって満了となるため、再任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第51号 佐渡市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

議案第51号に同意することは可決されました。

追加日程第6 議案第52号

○議長（坂下善英君） 追加日程第6、議案第52号 佐渡市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本案については、室岡啓史君が除斥対象となりますが、既に退場されております。

それでは、提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第52号 佐渡市監査委員の選任について。本案は、佐渡市監査委員、山本卓氏が令和8年4月13日をもって辞職したので、その後任として室岡啓史氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂下善英君） お諮りいたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第52号 佐渡市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂下善英君） 異議なしと認めます。
議案第52号に同意することは可決されました。

○議長（坂下善英君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
令和8年第3回（4月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。
午後 2時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 下 善 英

前 議 長 金 田 淳 一

前 副 議 長 室 岡 啓 史

署 名 議 員 中 川 直 美

署 名 議 員 近 藤 和 義